

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第63条第3項及び大学院学則（平成16年規則第9号）第54条の規定により、懲戒処分の公正及び懲戒手続の透明性の確保を図るため必要な事項を定める。

(懲戒処分及び教育的措置)

第2条 懲戒処分は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 正当な理由なく学業に専念しない学生
- (2) 本学の秩序を乱した学生
- (3) 法令に違反した学生
- (4) その他学生としての本分に著しく反した学生

2 学部長及び大学院研究科長（以下「学部長等」という。）は、定期試験等において不正行為をした者等前項各号に至らない反社会的行為をした者に対し、学部長等による嚴重注意等教育的な観点から必要と認められる措置（以下「教育的措置」という。）を行うことができる。

3 教育的措置に関し必要な事項は、学部長等が別に定める。

(懲戒処分の決定)

第3条 懲戒処分は、学生の事件又は事故に係る原因行為の悪質性及び結果の重大性を総合的に勘案して、学長が決定するものとする。

2 懲戒処分の決定基準は、別表のとおりとする。

(懲戒処分の種類及び内容)

第4条 懲戒処分の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 無期又は有期とし、この間の登学を禁止すること。
 - ア 有期の停学は6か月未満とする。
 - イ 停学の期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、停学の期間が3か月未満の場合には、修業年限に含めることができる。
- (3) 訓告 注意を与え、将来を戒めること。

(手続の開始)

第5条 学部長等は、懲戒処分又は教育的措置に相当すると考えられる行為（以下「処分相当行為等」という。）について知り得たときは、直ちにこれを学長に報告し、当該処分相当行為等を次条に規定する全学調査委員会において審議するかどうかについて、確認するものとする。ただし、当該処分相当行為等のうち教育的措置を行う必要があると認められる行為について、学部長等が軽微であると認めるものは、学長に報告することなく、学部長等は、教育的措置を行うことができる。

2 イコール・パートナーシップに係る事案については、学長は、国立大学法人大分大学ハラスメント防止委員会の報告に基づいて審査するものとする。

(全学調査委員会)

第6条 学長は、前条第1項本文に規定する報告があった場合又は自ら処分相当行為等があると認める場合において、当該処分相当行為等の内容等を勘案し、懲戒処分又は教育的措置のいずれかに該当するかについて審議するため、必要に応じ、速やかに学生の懲戒又は教育的措置に係る全学調査委員会（以下「全学調査委員会」という。）を設置する。

2 全学調査委員会は、学長が指名し、又は委嘱する次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事

- (2) 各学部の学生生活委員長又は学務委員長
- (3) 法律を専門とする教員又は専門家
- (4) その他学長が必要と認める者
- 3 全学調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 全学調査委員会は、速やかに審議を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 5 全学調査委員会は、前項の審議の結果に基づき、学部長等に、学部等における調査委員会（以下「学部等調査委員会」という。）の設置又は教育的措置に係る検討を依頼するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、全学調査委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（学部等調査委員会）

- 第7条 学部長等は、前条第5項に規定する依頼を受けた後、直ちに、当該処分相当行為等について事実関係を調査及び検討するため、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）に付議する。
- 2 学部長等は、教授会等の議を経て、調査対象事案ごとに前項の規定により付議された処分相当行為等の内容等を調査し、処分案を作成するために、学部等調査委員会を設置する。
 - 3 学部長等は、当該処分相当行為等について、直ちに調査を開始する必要があると認める場合は、前条の規定にかかわらず、速やかに学部等調査委員会を設置する。
 - 4 学部等調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学生生活委員長又は学務委員長
 - (2) 教授会等の構成員 若干人
 - (3) その他学部長等が必要と認める者
 - 5 学部等調査委員会は、関係の教員及び当該学生等から資料の提出を求め、事情及び意見を聴取することができる。
 - 6 学部等調査委員会は、審議の過程において、必要に応じ、全学調査委員会と協議し、又はその助言を求めることができる。
 - 7 学部等調査委員会の会議は、非公開とし、速やかに調査及び審議を行い、その結果を教授会等に報告するものとする。
 - 8 学部長等は、前項に規定する審議の結果について、教授会等の議を経た上で、全学調査委員会に報告するものとする。
 - 9 前各項に定めるもののほか、学部等調査委員会に関し必要な事項は、学部長等が別に定める。

（弁明）

- 第8条 学部等調査委員会は、調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 2 当該学生は、弁明に当たり、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名することができる。
 - 3 当該学生が第1項に規定する弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。

（謹慎）

- 第9条 学部長等は、処分相当行為等が第2条第1項各号に規定する懲戒処分の事由のいずれかに該当すると認められる場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対し、謹慎を命ずることができるものとし、その謹慎の期間中は、学生としての活動を制限するものとする。
- 2 前項の場合において、当該学生を停学としたときは、当該謹慎期間は第4条第2号アに規定する有期の停学期間に通算することができるものとする。

（発議）

- 第10条 全学調査委員会は、第7条第8項に規定する報告があった場合は、当該報告の内容について審議し、次の各号に掲げる措置を執るものとする。
- (1) 懲戒処分の必要があると認めるときは、別に定める懲戒処分申請書を作成し、調査報告書とともに、学長に申請するものとする。

(2) 懲戒処分の必要がないと認めるときは、その理由書を作成し、学長に報告するものとする。

2 全学調査委員会は、審議の過程において、必要に応じ、学部長等と協議するものとする。

(教育研究評議会への付議)

第11条 学長は、前条第1項第1号の規定による申請又は同項第2号の規定による報告があった場合は、審議結果を参酌し、それぞれ、次の各号に掲げる措置を執るものとする。

(1) 前条第1項第1号に規定する申請があった場合は、当該学生の懲戒処分について教育研究評議会に付議する。

(2) 前条第1項第2号に規定する報告があった場合において、特に必要があると認めるときは、当該学生の懲戒処分について教育研究評議会に付議することができる。

2 学長は、前条第1項の申請又は報告を受けた場合は、必要に応じ、全学調査委員会と協議するものとする。

(懲戒処分の決定)

第12条 学長は、教育研究評議会の議を経て、当該学生の懲戒処分を決定する。

(懲戒処分書等の交付等)

第13条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒処分書に理由書を添えて、これを当該学生に交付し、及びその保護者又は保証人に通知するものとする。

(懲戒処分の発生)

第14条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を当該学生に交付した日から発生する。

(再発防止)

第15条 学長が指名する理事は、懲戒処分の対象となった事案の再発防止の観点から、掲示等により学生へ周知するものとする。

2 前項の掲示等に当たっては、当該懲戒処分を受けた学生の個人情報の保護に十分留意しなければならない。

(再審査)

第16条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新たな事実の発見その他の正当な理由があるときは、その理由を示す資料を添えて、文書により学長に再審査を求めることができる。

2 学長は、前項に規定する再審査の請求を受理したときは、速やかに教育研究評議会の議を経て、再審査の要否を決定しなければならない。

3 学長は、教育研究評議会が再審査の必要があると認めるときは、学部長等に再審査を命じるものとする。

4 学長は、教育研究評議会が再審査の必要がないと認めるときは、速やかに、その旨を文書により当該学生に通知しなければならない。

5 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

6 再審査の手続は、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定を準用する。

(停学処分中の指導)

第17条 停学処分を受けた学生の所属する学部長等は、停学処分中の学生に対して、教育的観点から定期的な面談及び指導を行うものとする。

(停学処分中の休学の取扱い)

第18条 停学処分中の学生が休学を申し出た場合、これを認めない。

(停学処分の解除)

第19条 学部長等は、停学処分の解除が必要であると認めるときは、学長に停学処分の解除を

申し出ることができる。

- 2 学長は、前項の申出があった場合において、停学処分の解除が妥当であると認めるときは、教育研究評議会の議を経て、当該停学処分を解除することができるものとする。この場合において、別に定める停学処分解除通知書を当該学生に交付し、及びその保護者又は保証人に通知するものとする。

(事務)

第20条 学生等の懲戒処分に関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第29号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 大分大学学生の懲戒に関する決定基準（平成18年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成22年規程第59号）

この規程は、平成22年9月15日から施行する。

附 則（平成23年規程第71号）

この規程は、平成23年12月21日から施行する。

附 則（平成24年規程第95号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第49号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第22号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第93号）

この規程は、令和4年10月25日から施行する。

別表

懲戒の決定基準

第1 懲戒の基準

(1) 懲戒の判断基準と類型

- ア 事件又は事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合 退学
- イ 事件又は事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合 退学又は停学
- ウ 事件又は事故の原因行為は悪質ではないが、その結果に重大性が認められる場合 停学又は訓告
- エ 事件又は事故の原因行為は悪質ではなく、その結果にも重大性が認められない場合 訓告

(2) 悪質性の判断

事件又は事故の原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の行為の性質及び故意、過失等を勘案して判断する。原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、その行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないものとする。また、過失による行為であっても、重大な過失の場合は、「悪質性」が存在するものとする。

(3) 重大性の判断

結果等の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

第2 事件又は事故と懲戒基準の対応例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、刑事訴追の有無は処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

- ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯（殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。）が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として第1第1号アに該当する。
- イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の刑法犯若しくは特別法犯が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため第1第1号イに該当する。
- ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として第1第1号ウに該当する。
- エ 道路交通法違反で軽微なものについては、いずれにも該当しない。ただし、救護義務違反（ひき逃げ事故）、飲酒運転、飲酒に伴う事故、無免許運転及び共同危険行為など悪質違反者については、その程度により第1第1号アからウまでに該当するものとする。

第3 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、第1第1号の目安を超える重い処分をすることができるものとする。

第4 停学中の行為

停学の期間中は、学生としての権利を停止する。ただし、次の権利を認めることができる。

- ア 停学の期間中に期末試験又は履修手続期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認める。ただし、受験は、学部等又は各授業科目で定めた出席率等の受験条件を満たした場合に限られる。
- イ その他特に学長が認めた行為